

事業の概要		担当課：都市整備課	
事業名	街路づくり事業	事業主体	栃木県
事業箇所	那須烏山都市計画道路3・5・2号山手通り ^{やまてどおり やしき} 屋敷工区 那須烏山市中央一丁目～那須烏山市中央三丁目 ^{なすからすやましちゅうおういちちようめ なすからすやましちゅうおうさんちようめ}		
事業の目的、事業発案の経緯・背景	<p>本都市計画道路は、那須烏山市野上地区の国道294号を起点とし、滝田地区に至る、那須烏山市を南北に縦貫する、都市の骨格を形成する路線である。また、沿線には市役所や烏山高校、那須南病院が立地するとともに、ユネスコ無形文化遺産である山あげ祭りのルートが一部通るなど、那須烏山市の教育・医療・文化を支える路線である。</p> <p>しかしながら、本事業区間については、中学校や高校への通学で利用されており、道路の東側に歩道が設置されているものの、歩道が狭く、電柱が建ち並び、歩行者・自転車の通行の支障となることで、一部の歩行者が車道や路肩にはみ出て通行し、危険な状況である。</p> <p>また、本事業区間は緊急輸送道路に指定されており、防災上重要な区間であるものの、災害発生時には、道路敷地内に設置されている電柱の倒壊による交通障害等が発生するおそれもある。</p> <p>さらに、本事業区間に隣接する市道区間についても、同様の課題を抱えており、地元から一連での整備を求められている。</p> <p>このため、本事業と隣接する市道区間と一連で整備し、現道拡幅・歩道等の設置による安全で円滑な通行空間を確保するとともに、電線類を地中化することで、都市防災機能の強化を図るものである。</p>		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路3・5・2号山手通りと整合した、現道を拡幅する計画である。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・総延長：600m ・計画交通量：5,300台/日 ・道路区分：第4種第2級 ・車線数：2車線 ・標準幅員：15.0m（車道3.0m×2、路肩0.5m×2、歩道2.8m×2、自転車道2.4m×1） 		
事業予定期間	令和6年度～令和12年度（予定）	事業見込額	総事業費 約11億円
事業概要図	別紙記載		
県計画への位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・「県土づくりプラン2021」：重点施策「誰もが安全で安心して利用できる道づくり」として位置づけられている。 ・「とちぎ道づくりプログラム」：地域を支える交通ネットワークの充実・強化として位置づけられている。 ・「栃木県無電柱化推進計画」：安全・円滑な交通確保の観点から必要な道路として位置づけられている。 ・「栃木県国土強靱化地域計画」：幹線道路の無電柱化箇所として位置づけ予定である（R5年度末） ・「栃木県地域防災計画」：第3次緊急輸送道路に指定されている。 ・「那須烏山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」：広域拠点地区の形成や、周辺都市との移動や連携の促進を図る都市間連携軸に位置づけられている。 		
他計画・他事業との関連	<ul style="list-style-type: none"> ・「那須烏山市都市計画マスタープラン」：都市軸に位置づけられている。 ・那須烏山市が実施する隣接工区（那須烏山市役所入口交差点～本事業区間の起点）の整備と一体的に事業の進捗を図る。 		

事業の概要

評 価 の 視 点	1. 事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 都市の骨格を担う道路として、都市計画決定された道路である。 道路の東側に歩道が設置されているものの、歩道が狭く、電柱が建ち並び、歩行者・自転車の通行の支障となることで、一部の歩行者が車道や路肩にはみ出て通行し、危険な状況であるため、歩行者、自転車及び自動車の安全で円滑な通行空間を確保する必要がある。 災害発生時において、電柱の倒壊による交通障害が発生するおそれもあることから、電線類を地中化することで、都市防災機能の強化を図る必要がある。
	2. 事業の適時性 (今、事業に着手する理由等)	<ul style="list-style-type: none"> 本事業区間については、地元自治会から当該区間と那須烏山市道区間(市役所の前)を一連で整備することを要望されており、高校への通学路という地域特性に配慮した横断構成について地元合意が得られ、併せて市道区間の事業化の見込みがついたことから、令和6年度より事業に着手する。
	3. 事業の適地性	<ul style="list-style-type: none"> ルート等は、都市計画道路3・5・2号山手通りと整合した計画である。
	4. 事業手法の適切性 (県が事業主体となる理由等)	<ul style="list-style-type: none"> 県道宇都宮那須烏山線であり、道路管理者として県が事業を実施する。
	5. 事業により予想される効果及び影響 (機能的な効果 ・経済的な効果 ・他計画、他事業への波及効果 ・環境への影響など)	<ul style="list-style-type: none"> ○道路拡幅、歩道等の設置を実施することで、自動車、歩行者及び自転車の安全で円滑な通行空間が確保される。 ○無電柱化を実施することで、都市防災機能の強化が図られる。 ○市道区間と一連で整備をすることにより、より大きな整備効果を得ることができる。
	6. 事業コスト縮減等の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化の低コスト手法(浅層埋設、小型ボックス等)の活用によりコスト縮減を図る。 ・再生材の利用や、建設発生土の公共工事間流用に努め、コスト縮減を図る。 ・市道区間と一連で整備することで、用地取得・工事実施の地元合意が得られやすく、円滑な事業進捗が見込まれる。
事業の対応方針(案)	本事業については、令和6年度より着手する。	



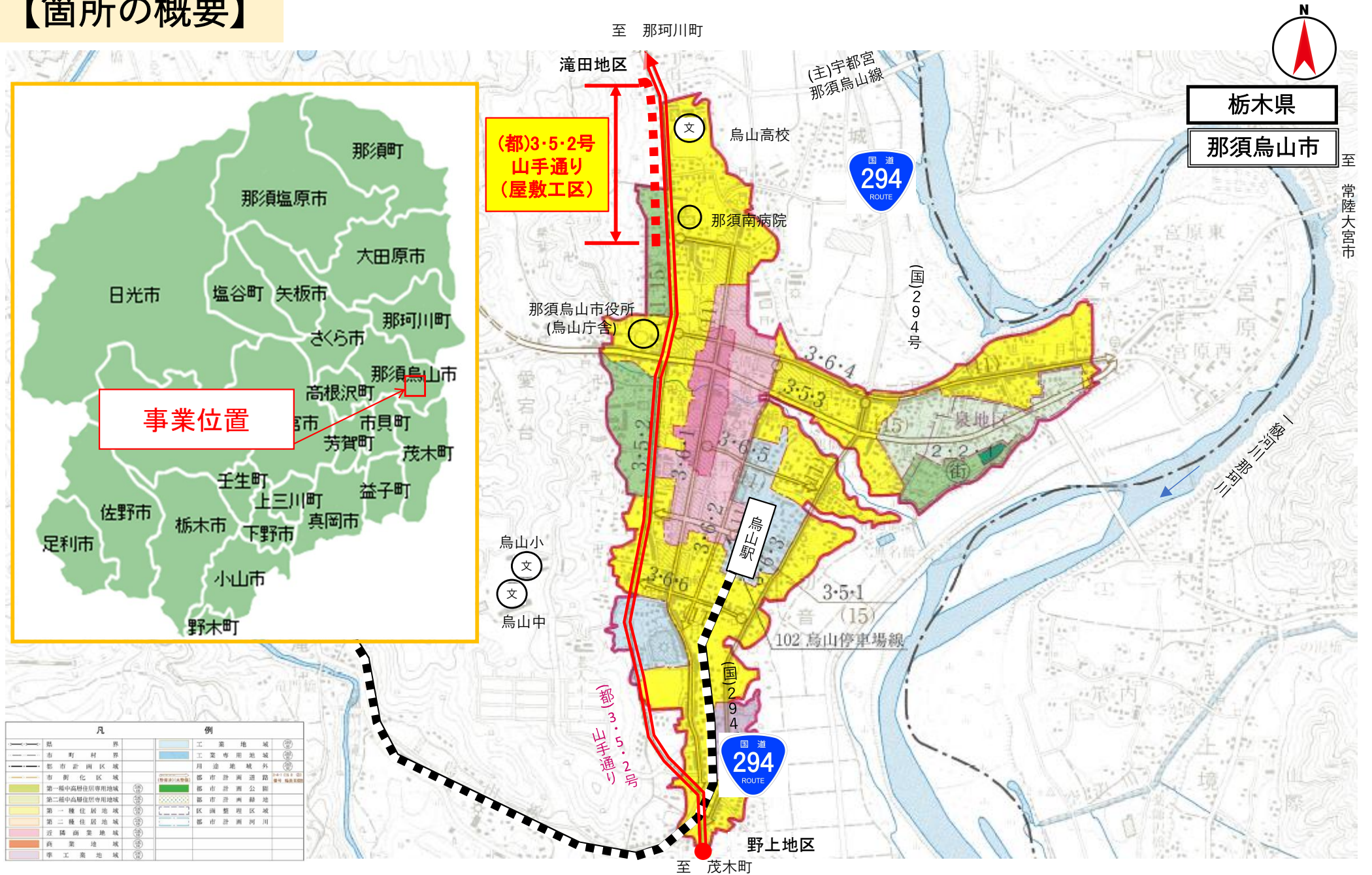
栃木県公共事業事前評価 自己評価書

【県土整備部 街路事業】

事業名	街路づくり事業
事業箇所	那須烏山都市計画道路 3・5・2号山手通り 屋敷工区 那須烏山市中央一丁目～中央三丁目 L=600m
事業主体	栃木県
事業担当課	県土整備部 都市整備課

I 事業の概要

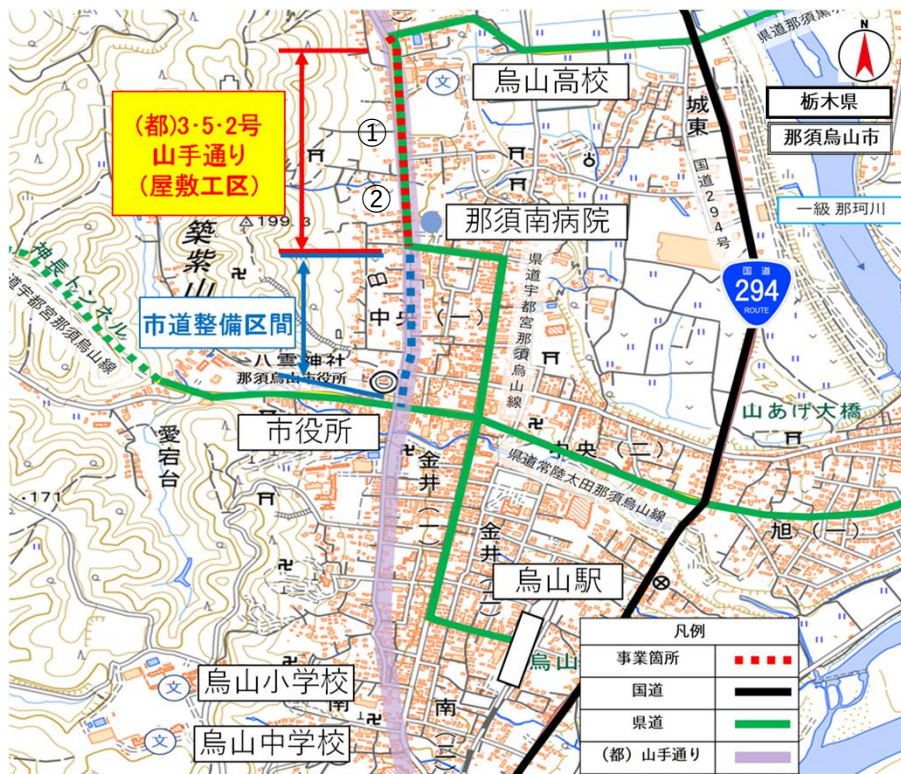
【箇所の概要】



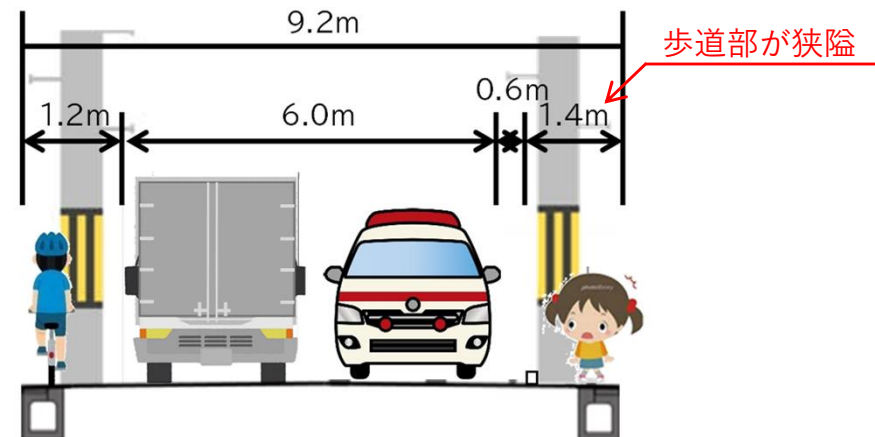
I 事業の概要

【目的、事業発案の経緯・背景】

- ・本事業区間については、中学校や高校への通学で利用されており、道路の東側に歩道が設置されているものの、歩道が狭く、電柱が建ち並び、歩行者・自転車の通行の支障となることで、一部の歩行者が車道や路肩にはみ出て通行し、危険な状況である。
- ・本事業区間は緊急輸送道路に指定されており、防災上重要な区間であるものの、災害発生時には、電柱の倒壊による交通障害等が発生するおそれもある。
- ・隣接する市道区間についても同様の課題を抱えており、地元から一連での整備を求められている。
- ・隣接する市道区間と一連で整備することで、現道拡幅・歩道等の設置による安全で円滑な通行空間を確保するとともに、電線類を地中化することで、都市防災機能の強化を図る。



現況横断面



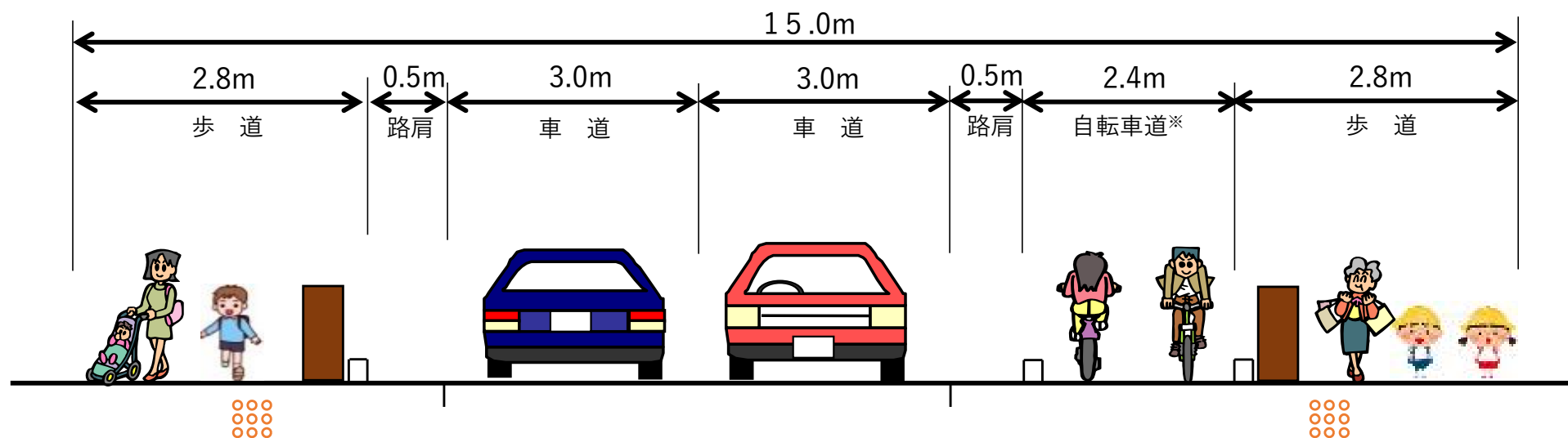
I 事業の概要

【内容】

都市計画道路3・5・2号山手通りと整合した、現道を拡幅する計画である。

- ① 総延長 : 600m
- ② 計画交通量 : 5,300台/日
- ③ 道路区分 : 第4種第2級
- ④ 車線数 : 2車線
- ⑤ 標準幅員 : 15.0m (車道3.0m×2、路肩0.5m×2、歩道2.8m×2、自転車道2.4m×1)

【標準横断図】



※鳥山高校への通学自転車の導線に配慮し東側に自転車道（双方向通行）を設ける

I 事業の概要

【予定期間】

令和6年度～令和12年度

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
測量設計	←→							
用地取得		←→						
工事实施			←→					

【見込額及び内訳】

総事業費：約11億円（国費：55%、県費：45%）

測量設計費	約 1億円
用地補償費	約 4億円
工事費	約 6億円

I 事業の概要

【県計画への位置付け】

- 「県土づくりプラン2021」：重点施策「誰もが安全で安心して利用できる道づくり」として位置づけられている。
- 「とちぎ道づくりプログラム」：地域を支える交通ネットワークの充実・強化として位置づけられている。
- 「栃木県無電柱化推進計画」：安全・円滑な交通確保の観点から必要な道路として位置づけられている。
- 「栃木県国土強靱化地域計画」：幹線道路の無電柱化箇所として位置づけ予定である。（R5年度末）
- 「栃木県地域防災計画」：第3次緊急輸送道路に指定されている。
- 「那須烏山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」：広域拠点地区の形成や、周辺都市との移動や連携の促進を図る都市間連携軸に位置づけられている。

【他計画・他事業との関連】

- 「那須烏山市都市計画マスタープラン」：都市軸に位置づけられている。
- 那須烏山市が実施する隣接工区（那須烏山市役所入口交差点～本事業区間起点）の整備と一体的に事業の進捗を図る。

Ⅱ 事業の評価

【評価の視点】

1. 事業の必要性

- 都市の骨格を担う道路として、都市計画決定された道路である。
- 道路の東側に歩道が設置されているものの、歩道が狭く、電柱が建ち並び、歩行者・自転車の通行の支障となることで、一部の歩行者が車道や路肩にはみ出て通行し、危険な状況であるため、歩行者、自転車及び自動車の安全で円滑な通行空間を確保する必要がある。
- 災害発生時において、電柱の倒壊による交通障害が発生するおそれもあることから、電線類を地中化することで、都市防災機能の強化を図る必要がある。



Ⅱ 事業の評価

【評価の視点】

<p>2. 事業の適時性 (今事業の着手する理由等)</p>	<ul style="list-style-type: none">• 本事業区間については、地元自治会から当該区間と那須烏山市道区間（市役所の前）を一連で整備することを要望されており、高校への通学路という地域特性に配慮した横断構成について地元合意が得られ、併せて市道区間の事業化の見込みがついたことから、令和6年度より事業に着手する。
<p>3. 事業の適地性</p>	<ul style="list-style-type: none">• ルート等は、都市計画道路3・5・2号山手通りと整合した計画である。
<p>4. 事業手法の適切性 (県が事業主体となる理由等)</p>	<ul style="list-style-type: none">• 県道宇都宮那須烏山線であり、道路管理者として県が事業を実施する。

【評価の視点】

5. 事業により予想される効果および影響

- ・機能的な効果
- ・経済的な効果
- ・他計画、他事業への波及効果
- ・環境への影響など

- ・道路拡幅、歩道等の設置を実施することで、自動車、歩行者及び自転車の安全で円滑な通行空間が確保される。
- ・無電柱化を実施することで、都市防災機能の強化が図られる。
- ・市道区間と一連で整備をすることにより、より大きな整備効果を得ることができる。

Ⅱ 事業の評価

【評価の視点】

6. 事業コスト縮減等の可能性	<ul style="list-style-type: none">• 無電柱化の低コスト手法（浅層埋設、小型ボックス等）の活用によりコスト縮減を図る。• 再生材の利用や、建設発生土の公共工事間流用に努め、コスト縮減を図る。• 市道区間と一連で整備することで、用地取得・工事実施の地元合意が得られやすく、円滑な事業進捗が見込まれる。
------------------------	--

【事業の対応方針（案）】

本事業については、令和6年度より着手する。